

# 金工・後藤家の刀装具鑑定と文書発給試論

板谷 寿美

はじめに

一 刀装具附属文書の概要

二 小札の検討

(一) 小札の作成と記載内容

(二) 尾張徳川家所有刀装具の鑑定依頼

三 尾張徳川家十代斉朝の遺物整理と刀装具の選定

おわりに

補論

史料編

はじめに

本稿で取り上げる後藤家とは、(1)彫金による刀装具の製作・(2)大判の製作・(3)分銅の鑄造や検印の三種を家業とした一族を指す。後藤家初代正奥(祐乗。一四四〇～一五二二)が室町幕府八代將軍足利義政に仕えて以

来、後藤家―とりわけ宗家である四郎兵衛家―は歴代の権力者のもとで日々活動していた。本稿では後藤家の三家業のうち、(1)彫金による刀装具の製作に焦点を当てる。後藤家が刀装具を製作する職人集団であり、かつ代々の刀装具を鑑定し、折紙を発給する鑑定家である側面に着目し、論を進めたい。

後藤家の製作にかかる刀装具は將軍家でも珍重されるほど格式高く、他家の職人が製作した刀装具とは一線を画していた。しかし明治時代になって身分制度が変化し、刀剣およびそれに附属する刀装具の必要性は失われることとなった。それに伴い、刀装具は各大家から売り立てに出されたり旧家臣へ形見分けの品として用いられたりした。その結果、現在では刀装具を愛好する個人がコレクションしている例が多数見受けられる。こうしたコレクションはあくまで明治時代以降の個人による収集の結果であり、江戸時代当時の大名家が所有していた様相を呈しているとは言い難い。したがって刀装具研究では、江戸時代段階の受容や所蔵状況はあまり重視されおらず、誰の作か、歴代後藤家の作品の特徴はいかなるもの

か、という作品中心の検討に重きが置かれてきた。<sup>(2)</sup>

しかしこれでは刀装具の受容を理解するには聊か不十分である。振り返れば、刀装具と文献史料とを連関させて検討する必要性は既に論じられていた。<sup>(3)</sup>しかし刀装具と文献史料を双方に検討するためには、これらが一群で残存している必要がある。先述の通り、現在、刀装具は個人コレクションが多くを占める中、幸運にも徳川美術館の場合は、尾張徳川家の大名道具類を引き継いだため、その双方が伝存している。刀装具と文献史料(折紙や小札、道具帳など)がまとまって残る尾張徳川家の事例を検討することで、双方を紐づけることができ、刀装具研究を深化させることが可能であろう。<sup>(4)</sup>

徳川美術館では拵に附属する刀装具とは別に、三所物・二所物・小柄・目貫・筭など各刀装具が個別の分類のもと収蔵・保管されている。本稿での検討対象は、現在も拵に附属する刀装具ではなく、原則、個別に保管されている刀装具とする。

第一章では、現在、徳川美術館が所蔵する刀装具に附属する文書の概要を紹介する。その上で第二章では、「亥」の円黒印が捺された包紙とそれに包まれた紙片を検討し、この紙片がどのように発給されたかを考察したい。また第三章では尾張徳川家十代斉朝の遺物整理の中で刀装具がどのように選定されたかについて取り上げる。尾張徳川家を一例として、刀装具に附属する史料を紹介し、刀装具研究の進展の契機としたい。

## 一 刀装具附属文書の概要

徳川美術館所蔵の刀装具<sup>(5)</sup>に附属する文書は数種類ある。はじめに主要な

附属文書の概要を紹介しておきたい。

### ①折紙

折紙とは、江戸時代に鑑定を行う家によって作者が極められると発給された、鑑定書である。後藤家における刀装具の鑑定の場合には、後藤家の祖である後藤家初代正奥(祐乗。一四四〇〜一五二二)の祥月命日である七日に後藤家一族が宗家・四郎兵衛家に集まり、鑑定を実施し、折紙が発給された。<sup>(6)</sup>刀装具には自身銘といい、作者本人が銘を刻む場合もあるが、無銘の場合も多く、作者を確定させるために鑑定が行われた。刀装具を献上・下賜品として用いる將軍家や大名家をはじめとした依頼主にとって、鑑定を行い、作者を明確にすることは、その刀装具の権威付けになりえた。一方、後藤家にとっては鑑定を行うことで歴代当主の品を含む、多くの刀装具を見守る機会が得られた。<sup>(7)</sup>

しかし後藤家も無償で鑑定を実施していたわけではない。鑑定や折紙の発給、付金や下地などの作り替えなど、様々な場面でいわば材料費や人件費などの料金が発生した。今日、折紙が附属する刀装具が一定数伝存する状況に鑑みると、刀装具製作による収入以外にも、鑑定や折紙の発給、付金や下地などの作り替えなどで得られる収入も相当の割合を占めていたと思われる。しかし、折紙にはこうした情報は記されない。折紙に記される基本情報は、刀装具の意匠・技法・用いられた金属の種類・作者・代付・鑑定した年月日・鑑定した人物の名前と花押である。また折紙裏面には、表面の署名の位置に鑑定した人物の黒印が捺される。折紙は刀装具と共にあるからこそ効力を持ち、その刀装具の価値に関係する必要な情報が記された。

②「亥」の円黒印が捺された包紙とそれに包まれた紙片

包紙に「亥」の円黒印が捺され、時に墨書で「改」も書き添えられた史料がある。中にはいずれも小さな紙片が入っている。その紙片には「古折紙之通相違無御座候」や「程乗位相極可申候」などいくつかのパターン化された文言が墨書されている。便宜上、本稿では文言の記された紙片を「小札」、包紙を「亥印包紙」と呼ぶこととする。第二章でこれらの意義を明らかにするとともに、小札の発給された状況にも迫りたい。

### ③書付

便宜上、本稿で「書付」と呼ぶ史料は、折紙を発給するための料金や下地などの作り直しを行う場合の料金などを書き上げた、いわば見積書である。例えば、「桶に秋草図目貫(徳川美術館蔵。目貫(箱無し)一〇三三)<sup>8)</sup>には左のような書付が附属する。

程乗位

一、色絵桶菊薄目貫折紙料銀一枚三両  
肴料三両三歩

右之通申上候様申付候、以上、

後藤四郎兵衛内

三月

森村兵造<sup>9)</sup>

まず書付の特徴として、右の書付の通り、たいていの場合は宛所が書かれていない。これは宛所が尾張徳川家であることが自明であるためである。また右の書付では差出が記されているが、記されない場合もある。差出に「後藤四郎兵衛内」とある通り、書付は宗家である四郎兵衛家の中で活動する者が発給している。「申上候様申付候」とあることから、四郎兵

衛家の当主から指示された上で、書付が発給されている。なお、差出が記されていない場合も、これら書付は一連の史料であることから、四郎兵衛家において発給されていると考えてよいだろう。

書付の内容はいずれも共通している。一つ書きの肩には「○乗位」と想定する作者を記す。ここに記される作者は、いずれも四郎兵衛家の歴代当主である。作品の名称を記した下には、費目と料金が記される。右の書付の場合には、折紙料(折紙を発給するための料金と肴料を記載している。肴料は作業費や人件費にあたりと考えられ、いずれの書付にも記載される。)右の書付では折紙料が記載されているが、その他、付金下地料や彫付料など、各刀装具によって記載される費目と料金は異なっている。このように書付は実質的に必要な費目と料金が具体的に記される点で貴重な史料である。

以上、主要な附属文書の概要を踏まえた上で、本稿で検討の対象とする附属文書は②の小札と亥印包紙である。①折紙は、江戸時代における刀装具の価値判断の基準を理解するための重要な指標であることは筆者も認識しているところである。また③書付は、これまで徳川美術館から紹介されたことがない未検討の史料であるが、紙幅の都合上、本稿では簡易な説明に留め、機会を改めて考察を示したい。

## 二 小札の検討

(一) 小札の作成と記載内容

亥印包紙に包まれた小札は、昔の折紙に極められた通りで間違いがないことや後藤家の誰々が製作したと極めることができる旨を、一行で記して

いるのみである。

このような簡潔な情報でも例えば「古折紙之通相違無御座候」の記載は、何者かがある時期に刀装具のみならず折紙も見た証左となりうる。この記載の小札が附属する刀装具には、現在も折紙が伝存している。したがって、小札は折紙に記された年代よりも後の時代に発給されたと考えられる。先述の通り折紙を発給するのは後藤家であり、それを見て判断できるのもまた後藤家である可能性は高い。

また小札に「○乗位相極可申候」と記される場合、書付と同様に「○乗位」にはいずれも後藤家の宗家である四郎兵衛家の歴代当主が記されている。この小札に類する文言として、「下地相直候得ハ○乗位相極可申候」と記載される小札もある。下地を直せば○乗くらいに極める、との旨で、この場合も推定される作者として四郎兵衛家の歴代当主が挙げられている。下地とは、地板もしくは地板をくるむ哺金を指すと考えられるが、いずれも下地の記載しかないため、詳細な作り直しの様相は確認できない。特筆すべきは、作者を極めるにあたり、下地を直せばという留保条件をつけている点である。後世、紋のみが地板から切り取られ、それ以外の部分を作り替えられることはめずらしいことではない。下地を作り直すと、当然、費用がかかる。第一章で紹介した書付の付金下地料はこうした時に必要になる料金である。参考までに「綱牛凶小柄」（徳川美術館蔵。小刀柄一〇二二）の書付を紹介する。

覚

宗乗位

- 付金下地料金貳両  
一、赤銅綱牛小刀柄裏彫料金貳百正  
肴料金五両

右之通申上候様申付候、以上、

三月 後藤四郎兵衛内

田中基蔵

右の刀装具の場合、付金下地料として二両必要であることが後藤家側から提示されている。小札に記される人物名が四郎兵衛家の当主であること、書付の差出から下地直しをはじめとする下地作りを四郎兵衛家が実施している様相を踏まえると、小札の発給も四郎兵衛家が関与している可能性は高いと考えられる。

「彫付之通相違無御座候」・「裏彫之通相違無御座候」と記された小札が刀装具に附属している場合には確かに極銘もしくは自身銘が刻まれている。銘はいずれも後藤家の人物名が刻まれている。

その他、特徴的な文言としては「作付候物ニ無御座候」が挙げられる<sup>10</sup>。当家が製作した刀装具ではないとこのことを指す。刀装具を一点ずつ確認する中で、先祖が作った品ではないと結果的に判断した場合にこのような文言の小札を添えるのだろう。

さて、これらはいづれが発給されたのだろうか。小札の文言から、後藤家が小札の発給に関与していた可能性が窺われた。「古折紙之通相違無御座候」の小札が附属している場合、折紙も必ず附属していることや折紙には鑑定した年月日・鑑定した人物の名前と花押が記されることは先に述べた通りである。それを踏まえつつ、小札が附属する刀装具のうち、最も年代の新しい折紙を持つ刀装具を検討してみる。すると、「鶏卵凶三所物」（徳川美術館蔵。三所物二九）と「紅葉洲流凶三所物」（徳川美術館蔵。三所物四四）が挙げられる。いずれも天保六年（一八三五）八月七日付、後藤家十六代光晃（方乗。一八一六～五六）<sup>11</sup>が発給した折紙が伝存している。したがって、小札を

後藤家が発給していたと仮定するならば、これらの折紙が発給されるより後の時代であり、光晃もしくは後藤家十七代光則(典乗。一八三五～七九)の時代に作成されたと言える。年代を確定させるため、「枝梅図小柄」(徳川美術館蔵。小刀柄一七二)を取り上げたい。「枝梅図小柄」は、赤銅魚々子地に、梅の枝が赤銅、花が銀色絵、蕊が金色絵で施された小柄で、裏面には自身銘「後藤光年(花押)」が刻まれている。附属する小札には「拙者前彫三而御座候」とある。自身銘があることは、刀装具の作者がその人物であることを意味し、したがって小札の「拙者」は自身銘を刻む光年である。光年とは光晃の実名である。拙者〃光年〃光晃が以前彫った刀装具であるという内容を示すこの小札により、これら一連の小札は光晃の時代にそのもとで発給されたと結論づけたい。

これら一連の小札は、刀装具やそれに附属する折紙を実見した上で発給されている。折紙が発給されるほどの鑑定ではないが、これも刀装具の作者を確認する、鑑定の一つであるといえよう。このように折紙の発給されない確認作業のような鑑定も後藤家で実施されており、その場合には小札を以て、折紙よりも簡易な形式で結果が伝えられていたといえる。

## (二) 尾張徳川家所有刀装具の鑑定依頼

先述の一連の小札の文言から、これらは後藤家十六代光晃の時代に作成されたことを確認した。こうした後藤家による鑑定はどのように依頼・実施されたのであろうか。

そこで「源順様御譲 御側御小道具帳」(徳川美術館蔵。武器旧原簿七。以下、「本道具帳」と称する。)から確認したい。本道具帳は源順様、つまり尾張徳川家十代斉朝(一七九三～一八五〇)所用の刀装具を書き上げた道具帳で

ある。嘉永三年(一八五〇)の斉朝死去に伴い譲られた刀装具が本道具帳に列記されている。ここで明らかにすべき点は、斉朝から誰に譲られたかである。斉朝の後、尾張徳川家十一代斉温(一八一九～三九)・十二代斉荘(一八一〇～四五)・十三代慶藏(一八三六～四九)が家督を相続するが、彼らは斉朝よりも早くに死去している。斉朝が死去した段階での尾張徳川家の当主は十四代慶勝(一八二四～八三)<sup>13)</sup>で、嘉永二年の慶藏の死去に伴い、家督を相続している。したがって、本道具帳に書き上げられた刀装具の継承者は慶勝であろう。同時に、斉朝は文政十年(一八二七)に斉温に家督を譲って尾張で隠居していたが、その時点では斉朝の「御側」の刀装具は次の当主であった斉温に譲られることはなく、嘉永三年の死去後に刀装具一式が慶勝に譲られるという動きであったと理解したい。

斉朝から慶勝へ刀装具が譲られるにあたり、本道具帳の冒頭には、【史料1】の通り記載される。

### 【史料1】

御小道具之内、朱書を以作之誌有之候分之儀者、嘉永四年亥三月廿三日御小道具類不殘安井八郎右衛門江御詠、江戸表江御差下相成候上、後藤家猶又鑑定改済之上、誌入之分認載候部ニ有之候事、

安井八郎右衛門に命じて、嘉永四年三月二十三日に斉朝の「御側」にあった刀装具を残らず江戸へ運び、後藤家のもとで鑑定を済ませたことが確認できる。今回、斉朝の刀装具の一切を任された人物である安井八郎右衛門は、御小納戸頭取の安井八郎右衛門秀起である。御小納戸頭取については、「尾州御小納戸日記」・「尾州御留守日記」・「江戸御小納戸日記」(いずれも徳川林政史研究所蔵)という、御小納戸頭取が記録した大部な日記が存在しており、彼らの活動を確認できる。

【史料2】「尾州御小納戸日記」嘉永四年三月二十日条  
左之通御側懸江差出候、

御書院番頭格

御小納戸頭取

新御番頭兼

安井八郎右衛門

御小納戸頭取

正木宗兵衛

右者明廿一日比発足可罷下筈候処、御用之都合ニ寄、来ル廿三日晝発  
足罷下筈候、仍之猶又申達候、

三月廿日

御小納戸頭取

御小道具類今度江戸表江差下之筈ニ付、御長持四棹ニ入、御書院番頭  
格御小納戸頭取新御番頭兼安井八郎右衛門御預ニ而御側組同心四人差  
添、来ル廿三日晝爰許発足罷下筈候間、道中御年寄衆御添触を以繼立  
候様致度、仍之申達候、

但御長持桐油之儀、御中間方々相渡候様致度、此段申達添候、

三月廿日

御小納戸頭取

(中略)

一、左之通申渡候、

同心組頭江

御側組同心

石黒佐六郎

山崎彦十郎  
後藤勝平

御側物頭添組同心

高木豊治

御太切物入候御長持四棹、安井八郎右衛門御預ニ而、来ル廿三日爰許  
発足、江戸表江差下筈候間、其方共差添立帰可罷下候、

御太切之御品々ニ候間、入念取扱、諸事不都合之儀無之様可心得  
候、

三月

今回江戸に運ばれる刀装具は「御太切之御品々」であるので、念入りに  
取り扱うよう指示されている。長持四棹に入れて刀装具を江戸へ運ぶこと  
は、【史料1】にある「嘉永四年亥三月廿三日御小道具類不殘安井八郎右  
衛門江御詔、江戸表江御差下相成候」と一致する<sup>14</sup>。最終的に安井八郎右  
衛門一行が江戸へ到着したのは嘉永四年四月三日の夕方で、同月五日にはこ  
機嫌伺をしており、これ以降、刀装具が後藤家へ引き渡されたと考えられ  
る。刀装具を江戸に運んだ理由は、鑑定を行う宗家・四郎兵衛家が江戸を  
拠点に活動しているためである<sup>17</sup>。

後藤家で鑑定を実施する際、御小納戸頭取を介して、後藤家へ刀装具を  
持ち込んでいたことが確認できた。続いて、後藤家の鑑定が終了した後の  
動向についての史料も提示しておきたい。それらは同じく「尾州御小納戸  
日記」の中で【史料3】の通り確認できる。

【史料3】「尾州御小納戸日記」嘉永四年九月八日条

一、林金次郎御小納戸儀、従弟豊藤安次郎・従弟女習鈴木唯八・鈴木  
仲五郎江多出入願済之御礼便状差越之候付、入 御覧候、

一、右便ニ左之通申來候、

尾州 御小納戸頭取衆様

正木宗兵衛

以手紙申進候、御側御道具之内金器御道具并御小道具類、且嘉永四年當春

安井八郎右衛門御預ニ而罷下候御小道具類、後藤之鑑定も相濟候付、

御先手物頭山本孫之丞当月五日爰許發足、其表江罷登候付、訛差登

筈候、委細之儀ハ尚又可申進候間、參着之上宜御取扱候様存候、仍

之為御承知申進候、以上、

九月二日

猶々、今日其表より之月次宿繼到着之筈候処、今以到着不致、川支

等ニ茂有之候哉ニ相見候付而ハ、孫之丞代り合、延着いたし候ハ、

同人發足之儀延引可相成候間、仍之申進添候、已上、

(後略)

【史料3】は江戸にいる御小納戸頭取の正木宗兵衛から、尾張にいる御

小納戸頭取へ届けられた書状の写しである。嘉永四年四月三日に安井八郎

右衛門一行が江戸に運び、四月五日以降に後藤家へ引き渡された刀装具に

ついては、後藤家の鑑定も済み、山本孫之丞が九月五日に江戸を出発して、

尾張まで運び入れるので、到着したらよろしく取り扱おうよう記載されてい

る。結果的に山本孫之丞は、長持八棹と共に同年九月十三日に尾張へ到着

している。また次に掲げる【史料4】は【史料3】の続報で、江戸の御小

納戸頭取の小出蕉蔵および安井八郎右衛門から尾張の御小納戸頭取へ届け

られた書状の写しである。

【史料4】「尾州御小納戸日記」嘉永四年九月十三日条(19)

(前略)

尾州 御小納戸頭取衆様 小出蕉蔵

金工・後藤家の刀装具鑑定と文書発給試論

以手紙申進候、御側御道具之内金器御道具等、其表江差登方之儀、

御側懸申聞候処、兼而差登候筈ニ而取調置候間、同心共召連候輩御預

ニ而罷登候様申達候処、御先手物頭山本孫之丞当月五日爰許發足罷登

候間、訛差登候筈申聞候付、右金器御道具等且追々及御懸合候、御名

物御小道具其外 御側御小道具類等、御長持四棹ニ入、同人江訛差登、

入記式冊并書付一通、壹番御長持江入置候、參着之上、宜御取扱候様

存候、仍右四棹之鈷四進之候、以上、

九月四日

猶々本文之外、瑞竜公実録四冊 御先代之節御用ニ而、此表江御取

寄之筈、津田縫殿申聞候間、及御懸合御差下相成居候、成御用明ニ付

差登并、南京御香炉文光射牛之字アリ一箱共、右之内一番之御長持江入、

差立申候間、宜御取扱可被成候、以上、

尾州

御小納戸頭取衆様

安井八郎右衛門

以手紙申進候、嘉永四年當春御預ニ而罷下候御小道具類、後藤鑑定相濟候付、

亥年改済之坑印置候間、猶更其方において御都合宜様御印置候様存候、

且御掛物るい之義ハ御道具与申兼候、如何御小柄も相見候趣ニ相聞候

間、御内々兵部少輔殿宅ニ而了伴江吟味為致、夫々真偽之境相分、自

ラ御入用少ニ而相濟申候□内歌物等、当時之堂上方ハ古筆見家に而鑑定

出来兼候由候、乍去當時世上ニ被行候高下を以、上品下品之訳ハ夫々

印御座候、右夫々入札共御長持四棹江入、山本孫之丞江訛差登候間、

參着之上宜御取扱可被成候、仍右四棹之鈷進之候、以上、

九月四日

猶々右御長持番立、左之通御座候、此段為御承知申進候、以上、

五番

御懸物類

六番

七番

御小道具類

八番

右之通、

まず小出蕉蔵が尾張の御小納戸頭取へ差し出した書状からは、鑑定を終えた刀装具以外にも御側道具のうち「金器御道具」や「瑞竜公実録四冊」を長持に入れて山本孫之丞が尾張へ運んでいたことが確認できる。なお、刀装具は安井八郎右衛門が尾張の御小納戸頭取へ差し出した書状から、七番の長持に入れられて運ばれていることも確認できる。

小出蕉蔵の書状は刀装具以外の道具を運ぶ件が主たる内容であったが、安井八郎右衛門の書状にはまさに本稿の検討対象である亥印包紙や小札の件が記されているので、詳細に考察しておきたい。内容は次の通りである。当春、つまり嘉永四年三月から四月にかけて、安井八郎右衛門が預かった刀装具は、後藤家での鑑定を終えた。そこで、「亥年改済」の印をつけた。さらに尾張でも都合のよいように印をつけるだろう。刀装具や懸物を長持四棹に入れ、山本孫之丞に命じて尾張へ運ぶ。到着したらよろしく取り扱ってほしい。したがって長持四棹の鍵も届ける、とのことである。この「亥年改済」が亥印包紙の「亥」を指すと考ええる。つまり亥印包紙の「亥」は辛亥年である嘉永四年と比定したい。第一節で小札が後藤家十六代光晃のもとで発給されたと指摘したが、その活動時期とも矛盾しない。

当時、斉朝の「御側」で尾張にあった刀装具は、御小納戸頭取を介して後藤家に持ち込まれた。そして鑑定された後に後藤家で小札が発給された。その後、後藤家から刀装具一式と小札が御小納戸頭取のもとに戻されたと考えられる。そして、いつ後藤家による「改」めを実施したかを明確にしておくため、御小納戸頭取のもとで嘉永四辛亥年を意味する「亥年改済之埃印」を捺した包紙に亥印包紙を添えたと推測する。

以上を小括すると、小札および亥印包紙は嘉永四年に江戸で行われた後藤家による鑑定の結果、発給された文書であると結論づけられる。ただし、小札は後藤家側で、亥印包紙は尾張徳川家側で作成された。鑑定を行うと一般的には折紙が発給されるが、そうした本格的な鑑定ではないある種、確認作業のような形で、後藤家において刀装具（折紙が附属する場合は折紙も含む）が一斉に確認され、その結果が小札に記され、依頼主である尾張徳川家に返却された。

### 三 尾張徳川家十代斉朝の遺物整理と刀装具の選定

嘉永四年（一八五二）をはじめとする、尾張徳川家十代斉朝の遺物の取り扱い方については、【史料2】から【史料4】だけではなく、次に紹介する【史料5】も参考になる。<sup>(20)</sup>この日の記事に、嘉永五年の斉朝の遺物の取り扱い方から遡って記録されている。<sup>(21)</sup>斉朝の遺物の取り扱い方についての大枠を捉えつつ、刀装具の選定についてさらなる考察を加えたい。【史料5】は、斉朝の遺物の取り扱いについて詳細のわかる重要な史料であるため、長くなるがここに引用する。

【史料5】「江戸御小納戸日記」嘉永六年二月二十二日条

〔嘉永五年〕  
子十一月十六日

一、当八月廿四日之記ニ相見候 〔尾張徳川家十代重頼〕 源順様 御遺物仕払方之儀ニ

付、水野惣右衛門〔御御用人御懸懸〕ノ尋之趣有之候間、左之通り及答達候、

小出蕉藏

源順様御遺物調方江付、去亥年御道具類尾州表同役〔尾州御小納戸〕ニ此表相廻候処、

御遺物仕払残之分、今以尾州表へ不相戻候付、一応吟味之上、早行  
差戻候様可取計旨、且差戻ニ可相成御道具類、委曲帳面ニ取調可差出

旨、右 御遺物仕払御道具之内、此表おいて御払相成候分も有之由相  
聞候間、右之通相違無之候ハ、是又帳面ニ委敷相誌可差出旨御談之

趣、夫々致承知候、右 御遺物御道具被下方尾州ノ相廻候伺書、安井

八郎右衛門在勤之節取扱候砌、〔安井八郎右衛門〕 同 人江 御沙汰之趣有之候由ニ而、

右御道具不残此表江御取寄相成、調替御年寄衆初御見分相濟候上、

御覽ニ相成被下方御治定相成、去亥年春被下相濟申候右惣御道具之内

〔行込〕御案内之儀者、是迄 御駕籠入之御品之趣ニ相聞候付、為御除相成并

其外御数寄屋御道具ニ准候御品々者相除候筈ニ而相省キ、御懸物之内

奇麗成方者御間ニ為御懸可相成趣ニ而相除、下ケ札御小道具之儀ハ後藤

家作物之分ハ容易ニ可被下物ニ無之候間、格別之廉々之被下ニ可取計

旨而、右作物者可相除与之御評議ニ相成、是又相除、且御残可相成御

道具者後藤四郎兵衛江鑑定為致候筈ニ而被下、残り之分夫々鑑定為致、

鑑定料等之儀者、右残り御道具御払ニ取計、右代金之内を以被下方仕

払候様御伺相濟之趣、津田縫殿方御前役之節專御取扱而御申聞ニ付、

御側ニ為御除之御品并御数寄屋御道具ニ可准哉之御 品々撰分ケ方

は御任セ之処、〔嘉永四年〕 御入国ニ付、右以前 御遺物被下方必仕

払候筈相成、差急凡取分ケ被下方相濟、追而再三撰分ケ御懸物之内、

金工・後藤家の刀装具鑑定と文書発給試論

余り上手而無之分又ハ樟脳染等多キハ相省、御膳箸等端物又ハ古染付

与有之新渡新製等之物、其外籠末ニ相見候御品、泥地等ニ而模様蒔絵

大損など之類ハ相刻、其内皿鉢小皿盆杯之類ハ、全 御側御入用之為

メ為御除之分も多分ニ有之、則右御品之御払之分とも別帳式冊ニ取調

差出候、且二、下ケ札御払相成候御品々之代金合金百五十七両、銀五

匁之内鑑定料金壹両貳分貳朱、箱等之代金七両貳分貳朱、銀七匁四分

貳り、引去殘金百四十七両貳分貳朱、銀五匁八厘有之候付、此御金ハ

臨時金江見込 御囲金之内江可差上之処、当分昼前迄ニ諸勘定相立候

得共、外金筋尔も御勘定相濟、急未差上分も有之候付、差上方見合罷

在候内、今般御談之趣有之候付、右御払代殘金差上方并員数申上方共

見合置候間、此段御含有之候様致度候付而者、別段御評議筋ニも相成

候ハ、御否次第申上候様可致候、仍之別帳式冊相添御答申達候、

但別帳之内小割相分り候分者夫々朱書認加置候得共、全鉢箱与品与

銘書等少々ツ、相違之分も可有之候間、此段兼而御含有之候様致度

申達添候、

十一月 御小納戸頭取

一、下ケ札

本文御残御品々之内、懸物ハ常々御間ニ為御懸相成、御案内ハ既ニ

常々御駕籠入御用ニ相成、右之外御側ニ御留切相成候御品も有之、

其外之御道具者持之之御役〔マツ〕々而御預ニ致置候処、光美作自身銘赤

銅色絵水三沢瀉三所物一通、〔嘉永三年〕 去々戌年十二月 御任官等ニ付、思召

を以隼人正殿江被下相成候、

一、御膳碗御銚子御皿之類者、御客等之節、度々御用ニ相成候、

一、此表奥御預御懸物之内、左之式箱表御取扱 御遺物ニ被進相成候

由二而、表江差出候、

峯寿院様江被進敷

御懸物中源宗于朝臣  
左右松 三幅対慶府筆

帥宮江被進敷

同 山水 本之マク  
探索筆 式幅対

二、下ヶ札

本文御払直段之儀ニ付而ハ主殿殿御前役之節、追々御談判之上取扱候事、

【史料5】は、嘉永五年に御側御用人である水野物右衛門から江戸の御小納戸頭取へ斉朝の遺物の取り扱い方についての伺いがあり、それに対して回答した返事の写しである。冒頭の斉朝の遺物の調査については、嘉永四年に道具類を尾張の御小納戸頭取から江戸の御小納戸頭取へ送った件が記されている。これは【史料2・3・4】に記されている、長持四棹を尾張から江戸へ運び入れて後藤家で確認をした後、再び尾張へ戻したことを指している。【史料4】では、尾張から江戸へ運んだ斉朝の遺物は、確認作業の後に全て尾張へ戻したかのように読み取れたが、実際には「御遺物仕払残之分、今以尾州表へ不相戻」とある通り、その理由は不明であるものの、遺物の中でも一部江戸に残された道具が存在していたようである。そこで嘉永五年、再び吟味し、江戸に残したままの道具を早く尾張へ差し戻すよう取り計らうこと、差し戻す道具類については帳面を詳細に調べた上、差し出すべきことについて、江戸の御小納戸頭取が承知している。尾張への差し戻しは、道具を残らず調べ直し、年寄衆を含めて見分を済ま

せた上で決定することになっていた。また、遺物をどのように尾張へ運び入れるかについては、嘉永四年に遺物の取り扱いを担当した安井八郎右衛門の動きが先例となることが確認できる。【史料2・3・4】からもわかる通り、斉朝の遺物の取り扱いは、藩主の身の回りの雑務を様々に担う御小納戸が主体となつて対応していたと考えられる。

遺物の取り扱い方は、「案火」・御教寄道具に準ずる品・懸物・刀装具の四つに分類されて示されている。その分類の中でさらに、残すか払うかの基準が設定された。刀装具はどのような基準だったのだろうか。【史料5】で第一に示された基準は後藤家が製作した品であるかどうかである。「後藤家作物之分」は「容易ニ可被下物ニ無之」ため、格別な場面で用いるべきであることが示されている。また、後藤家での鑑定以前に、年寄衆らによつて、後藤家の「作物者可相除与之御評議」が行われている。ここから、尾張徳川家として所有すべき刀装具は後藤家が製作した品であつたという認識が窺える。<sup>(22)</sup>

また四郎兵衛家に刀装具の「残り之分夫々鑑定」させることとなつており、選定が行われた。【史料5】には、残すべき刀装具と払う刀装具が続けて列記されている。長大であるため、本稿末に〔史料編〕を設け、【史料6】として翻刻を示したので参照されたい。後述するが、払う刀装具は一点ずつ代金も記されている。このような各刀装具の代金を示した史料はこれまで紹介されたことがなく、今後、刀装具の販売・購入金額とも比較することで、それぞれの代金の意味も捉えられると考える。またここで払われた刀装具は、嘉永年間段階で尾張徳川家が所有していたことが確実であることも意味している。

尾張徳川家として残すべき刀装具は、後藤家が製作した品であり、それ

が明らかな品については、尾張徳川家内での評議の段階で選定され、「御  
払」からは除外されていた。【史料6】に示された残すべき刀装具のうち、  
三所物・二所物・拵合計十点および鐔二点、目貫三十一点はいずれも後藤  
家の作とされている品である。また例えば「御目貫」の中で「一、牛 栄  
乗位」のように記されている刀装具は、「〇乗位」の記載から、第二章で  
検討したような小札が附属していた品である可能性が考えられる。

次に「源順様御残道具御払之分」(以下、「御払之分」と称する。)に記され  
た刀装具を見ると、三所物・二所物・鐔・小柄・縁頭・目貫・栗形と  
多岐にわたっている。ここに記載された品は決して無銘や作者不明の品ば  
かりではない。刀装具の作者として、「政明」や「長常」、「正方」がみら  
れる。これらの記載から、刀装具製作者の中でも町彫に分類される、石黒  
政明・一宮長常・伊藤派の正方(武州住正方)を指しているのではないかと  
推測される。また「光保」は四郎兵衛家の一人ではあるが早世したため当  
主となっていない後藤光保である。「伝乗」は後藤喜兵衛家四代の伝乗で  
ある。このように後藤家も「御払之分」に含まれるが、当主になっていな  
い光保や、伝乗のような脇後藤と呼ばれる後藤家の分家のみが【史料6】  
に確認でき、四郎兵衛家の歴代当主の品が記されていない点は見過ごせな  
い。したがって、【史料5】などに記される後藤家とは特に四郎兵衛家の  
歴代当主の品を念頭に置いていたと考えられる。

これら残す刀装具と払う刀装具の列記のうち、興味深い点は作者が記さ  
れていない小柄である。残すべき小柄として七十五点記載されているが、  
その大半は作者が記されていない。それらは、同じ順序で「御払之分」に  
も記載されている。<sup>23</sup>当初は残す予定の品として考えられていたところ、後  
藤家の製作した品ではないためか、一括で「御払之分」に入れ込まれたよ

うである。

ところで、先述の通り「御払之分」には、各刀装具に代金が記されてい  
る。後藤家で鑑定を実施した場合には後藤家に鑑定料を支払う必要があ  
る。【史料5】によると、鑑定料などは刀装具を売って得た資金から捻出  
するという。斉朝の遺物は刀装具だけではなく、懸物やその他の品々も含  
まれているが、それら一切を売り払うと、金百五十七両、銀五匁に及ぶ。  
各刀装具の代金は【史料6】では、銀換算で記されている。代金について  
みていくと、三所物の代金は政明作の「赤銅色絵秋草裏哺金」が百七十匁  
と最も高額である。小柄はいずれも作者不明であるが、それぞれつけられ  
ている代金は異なる。また目貫よりも小柄の方が比較的代金が高額となっ  
ている理由の一つには使用する金属の量が考えられる。また、哺金や割継  
など技法が異なれば、それも金額に反映されよう。意匠についても、仮に  
同じ牛の意匠だったとしても目のみに金を用いるのか、牛の体の模様にも  
金を用いるのかで金を用いる量は異なる。出来の差に加え、そうした点も代  
金の差に反映されていると推測できるが、【史料6】のような簡潔な記載  
では、残念ながら詳細までは確認できない。

「御払之分」に記された刀装具の代金を総計すると、銀換算で六一七八  
匁二分となった。【史料6】では最終的に「百弍両壹分六匁」とされてい  
る。その中から、後藤家に支払う鑑定料として金一両二分二朱、懸物を入  
れるための箱等の代金として七両二分二朱、銀七匁四分二厘が差し引かれ  
た。それらの残りは結果的に金百四十七両二分二朱、銀五匁八厘となっ  
ている。

時期的にみても、尾張徳川家十四代慶勝が家督を相続し、かつ斉朝死去  
後に慶勝がその遺物を譲り受けたことを契機として、これらの整理が行わ

れたことは自明であろうが、それに加えて慶勝が嘉永四年に初入国することから、それに伴い急遽実施されたようである<sup>(24)</sup>。

斉朝の遺物整理にあたって、尾張徳川家にとって必要な刀装具を選定していた様子が見受けられた。その選定の際には、後藤家、特に四郎兵衛家が製作した品は残すべきであるという認識は尾張徳川家内にあり、その上で、刀装具の製作者であり、鑑定家である後藤家に依頼して鑑定を行い、さらなる判断が下された。そして遺物のうち不要と判断された場合には売り払われ、そこで得た代金は臨時金(臨時の収入)として「御困金」に組み込まれる予定だったようである。これらの背景については、推測の域を出ないが、当時、藩財政が逼迫していたことや対外製作の費用が膨らむことも想定できよう。継承した遺物を整理し、金銭に替えることで財政を補填しようとしていたことが窺える<sup>(25)</sup>。

なお各刀装具が結局、尾張か江戸かどちらで売り払われたかは明確には確認できない。【史料5】では、冒頭で道具類を尾張へ差し戻すことを念頭においた上で、遺物の取り扱い方について述べられていた。しかし、【史料5】で「此表<sup>〔江戸表〕</sup>において御払相成候分も有之由相聞候」とあることや、最終的に金換算で代金がかかれていることに鑑みると、道具の一部は金遣いの江戸で売り払われることも想定されていたのではないかと考えられる。よって、嘉永四年の遺物整理は尾張徳川家にとって必要な刀装具の選定を行い、再び尾張へ差し戻すこと、一方で嘉永五・六年の再調査は尾張へ差し戻す道具と江戸で売り払う道具を仕分けることが目的であったのではないかと推測できる<sup>(26)</sup>。刀装具を選定するにあたり、尾張徳川家内での独自の判断だけでなく、後藤家の鑑定が必要とされていたことは注目に値する。

## おわりに

本稿では、徳川美術館所蔵の刀装具に附属する小札に焦点を当てつつ、後藤家の鑑定と文書発給について考察を加えた。

まず小札は、後藤家十六代光晃の時代に、宗家・四郎兵衛家で発給された文書であり、この小札を包む亥印包紙は、尾張徳川家において作成されたと結論づけた。これらの発給以前には、御小納戸頭取を介して、刀装具が一括で尾張から江戸に運ばれ、四郎兵衛家へ持ち込まれていた。鑑定と言えば、一般的に折紙の発給と切り離せないものの、「古折紙之通相違無御座候」や「○乗位相極可申候」などの文言を書き記した小札という形で後藤家の判断が示される場合もあることが今回、確認できた。なお、小札が光晃のもとで発給されていること、尾張徳川家十代斉朝の遺物である刀装具の整理が辛亥年である嘉永四年(一八五二)に実施されていることから、小札および亥印包紙の発給年代は嘉永四年と比定したい。

後藤家に刀装具を一括で確認させ、その結果が文書として発給された背景には、斉朝から尾張徳川家十四代慶勝への遺物譲与の時期にあたってのことから、これらを一旦整理する目的があったと考えられる。また売り払う刀装具についてはそれぞれ代金がつけられていた。後藤家への鑑定料は、刀装具を売り払うことで得られた代金から差し引かれた上で、残金は臨時金として収入になっていることも確認した。

以上のように、折紙が発給されない鑑定やその場合の文書発給の状況、尾張徳川家から後藤家へ鑑定を依頼する様子を示すことはできたものの、未だ触れられていない内容が多い。例えば、尾張徳川家において、刀装具

がいかに管理されていたのかという点や、刀装具の購入方法および代金については触れることができなかった。特に購入については、「御小道具元帳 江之部」(徳川美術館蔵。武器旧原簿八)を主たる史料として検討することができるため、今回示した【史料6】の代金と比較しつつ、今後考察を進めていきたい。<sup>27)</sup> また本稿で書付を紹介するために二通のみ簡単に引用したが、これらも一部、年代比定が可能である。残された課題も多いが、刀装具そのものだけでなく附属文書や道具帳も含めて、刀装具の世界を総合的に捉えられるよう、引き続き検討を進めていきたい。

## 補論

本稿の本論の中では折紙の発給については触れることができなかった。

しかし、今後、折紙の発給・管理を考える上で参考となる事例を発見したため、補論として論じておきたい。

「胡桃図三所物」(徳川美術館蔵。三所物四七)には、左の通り、寛政九年(一七九七)八月七日付の後藤家十四代光守(桂乗。一七四一〜一八〇四)の折紙が附属している。

金色絵胡桃三所物

作宗乗藏手金  
下地後

代百貫

寛政九年

八月七日

後藤四郎兵衛

光守(花押)

この折紙を根拠に、現在、徳川美術館では後藤家二代武光(宗乗。一四八七〜一五四九)の作としている。

ところで東京藝術大学附属図書館には後藤家が残した大部な「極帳」が所蔵されている。「極帳」とは、後藤家が刀装具を鑑定した際に記録した冊子である。「胡桃図三所物」の折紙の年月日と、意匠が胡桃である点から「極帳 草花」と題される一連の史料群に着目した。すると「極帳 草花」(天明六年(一七八六)正月〜享和二年(一八〇二)六月。東京藝術大学附属図書館蔵。請求記号・GOTO—三・七—二十九。以下、「本極帳」と称する。)にこの折紙に該当する史料が記載されていた。本極帳によると、「胡桃図三所物」は当初から三所物として存在していたのではない。もとは「胡桃図小柄」と「胡桃図目貫・筭」であったところ、寛政九年に組み合わせたとされている。本来、「胡桃図小柄」には左の通り、寛永二年(一六二五)五月七日付の後藤家七代正継(顕乗。一五八六〜一六六三)の折紙が附属していた。

胡桃三双之筭

作宗乗但胡桃三斗、  
藏手金也、金□□

代金子壹枚

一方、「胡桃図目貫・筭」も同様に、慶安二年(一六五三)三月七日付の後藤家九代光昌(程乗。一六〇三〜一七三三)の折紙が附属していた。

金色絵胡桃ノ目貫筭

作宗乗 但三双藏手モ金也、

代金子參枚五兩

金を用いた胡桃三つの意匠であり、宗乗が製作したとされるこれら二件を組み合わせることに、小柄と三所物(目貫・筭)であったものが、小柄・目貫・筭が一式となった三所物となったのである。福士繁雄氏は刀装具の組み合わせと折紙の発給について左の通り説明している。<sup>1)</sup>

十二代目光理の時代は、町彫りの台頭がいつそう著しくなってくる。

江戸にはたくさんのお大名屋敷があり、また多くの武士も常住していた。その頃、嫁入りあるいは養子縁組等のめでたい行事があるときは、大名相互間の贈り物として、後藤家の揃物(十二代揃)が大いに利用された。後藤家では依頼主の注文に応じて、先祖の作で無銘だった筭とか小柄の紋を取り外し、あるいは地板にするなどして、新しい小柄に作り変えたり、裏に金喃みをかけて、「○乗作―光理(花押)」といったいわゆる極め物を増産した。もちろん取り合せ、彫り足しなどの三所も多く制作し、それに伴ってたくさん折紙を発行した。したがって、肝心の自身(筆者註…後藤家十二代光理(寿乗。一六八九―一七四二)のこと)の作品は比較的少ない。この極め物の生産は十三道光孝のときに最も多く行なわれ、十六代光晃のときまでつづいた。

「胡桃図三所物」も右のような動向の中で、組み合わされたのだろう。先述の通り、現在残る折紙は三所物の折紙一通のみで、「胡桃図小柄」と「胡桃図目貫・筭」の折紙はない。小柄と三所物が一式とされて三所物となり、三所物の折紙が新たに発給されるにあたり、元来附属していた折紙二通は不要となったのだろう。本極帳には、「胡桃図小柄」と「胡桃図目貫・筭」の折紙は後藤家に返却された旨が記されている。

このように、小柄や目貫・筭を組み合わせて一式にする際、元来附属していた折紙とは別に新たに折紙を発給する事例を確認できた。後藤家十三道光孝(延乗。一七二二―一八四)や同家十五道光美(真乗。一七八〇―一八四三)の発給した折紙が多数を占めることは、折紙の発給数や時の経過による伝存状況の差もあろうが、後世のこうした組み合わせによって古い折紙の必要性がなくなり、失われていった側面も大きいと考えられる。後藤家の歴代当主が一定数、折紙を発給する中、本件は後藤家における文書管理の状

況を考察する上で有意義な一例であるといえよう。

### 史料編

【史料6】「江戸御小納戸日記」嘉永六年(二八五三)二月二十二日条  
上書源順様御道具御残之分

(中略)

御三所物 不残 御帯御用ハ勿論格別之廉之節被下相成候筈ニ而御残

御二所物并御筭共

一、赤銅波二烏光美

一、同枇杷光保

一、赤銅色(総)画黄蜀葵裏板割金光美作

一、沢瀉烏光美作

一、鷺光美

一、水引同

一、花車程乗二可相成分

一、赤銅色絵水二沢瀉裏喃金光美作自身銘

一、鳩二所物廉乗二可相成分

一、色絵枯木二烏筭榮乗作

### 御小柄

一、赤銅色絵水貝光美作

一、同孔雀榮乗位

一、赤銅色絵芹徳乗位

- 一、菊折枝栄乗位
- 一、さんししょう顕乗位
- 一、稻穂廉乗位
- 一、鼠大根栄乗位
- 一、大根廉乗位
- 一、一疋獅子顕乗位
- 一、水ニ烏徳乗位
- 一、沢瀉廉乗位
- 一、大根本マ撫ニ牛程乗位
- 一、牛同
- 一、三疋蝶顕乗位
- 一、ほうづき程乗位
- 一、菊折枝栄乗位
- 一、色絵枯木ニ烏栄乗位
- 一、雉子
- 一、鳥居ニ秋草
- 一、たん穂ニ雉子
- 一、梅ニ水仙
- 一、たんほニ鳩
- 一、松葉ニ散梅
- 一、水ニ兎
- 一、桜花
- 一、牡若杜
- 一、水ニ尸

- 一、牡丹
- 一、烏
- 一、梅ニ松
- 一、水仙
- 一、小松
- 一、きりくす
- 一、秋草
- 一、柄杓
- 一、水ニ鷺
- 一、桜花ニ短冊
- 一、芦ニ尸
- 一、蝙蝠
- 一、車ニ牛
- 一、車ニ夕顔
- 一、猪ノ獅子
- 一、稻穂
- 一、桔梗
- 一、緋聯ニ团扇
- 一、水ニ尸
- 一、匏并貝類
- 一、水仙椿
- 一、獅子
- 一、ノ繩裏白
- 一、芹

一、菊桔梗

一、草花

一、菊沢瀉

一、牛

一、海老ニ貝

一、鮎

一、水草ニ鶴

一、水ニ尸

一、梅折枝

一、笹ニ牛

一、鳩

一、栗ニ小鳥

一、柳ニ鷺

一、虫

一、牛

一、花筏

一、菊

一、三疋兔

一、蛭

一、牛

一、瓢箪

一、鮑七ツ

一、雉子

一、枯木ニ鳥小刀柄 栄乗作

御鏝

一、赤銅七子桐色絵大小大栄乗作  
小廉乗作

一、赤銅丸形水草ニ鷺延乗作大小

ヒ一、

御目貫

一、色絵菜 程乗

一、同浮桶 徳乗

一、袋雉子 程乗

一、三疋馬 栄乗

一、源氏夕顔 同

一、布袋 程乗

一、竹鷄 同

一、二疋牛 同

一、姫瓜 栄乗

一、栗之鼠 乗真

一、大根猿 栄乗

一、芋継獅子摸 同

一、海松ニ塩汲桶 宗乗

一、唐塞鴉 顕乗

一、綱牛 徳乗

一、岩水草水鳥 同

一、籩 顕乗

一、同 程乗位

一、馬 同

一、きひノ穂 同

一、舟 即乗位

一、牛 栄乗位

一、小豆 程乗位

一、兔 宗乗位

一、鳥ニ柿 廉乗位

一、三疋蟹 同

一、二羽鳥 頭乗位

一、瓢箪ニ小鳥 栄乗位

一、牛 頭乗位

一、水草ニ鳥 程乗位

一、大黃 祐乗位

(中略)

御鐔箱

一、真溜塗 一

一、同六角二重組 二

一、同角 一

一、同六角二重組 一

一、同断 一

一、黒塗 一

一、同角二重組 一

一、同六角二重組 一

紋尽蒔絵

一、桑木地角 二

源順様御残御道具御払之分

(中略)

御小道具

一、赤銅色絵四季草花 三所物

代七十五匁

一、同舞鶴裏哺金 同

代五十式匁五分

一、同鳩色絵割継 同

代九十目

一、同秋草裏哺金 同

代百七十目

一、牛 同

代五十式匁五分

一、扇ニ花割継 同

代八十目

一、蠟燭 同

代七十目

一、獅子裏哺金 同

代百五十目

一、桔梗女郎花割継 同

代九十七匁五分

一、粽割継 同

代九十目

一、水引金下四分一豎割継 厚降作 同

代百廿匁

一、水草三龜割継 光保作 同

代九十目

一、水三犀 柳川真常作 同

代三十目

一、田植裏哺金 長常作 式所物

代廿式匁五分

一、赤銅長丸七子秋草色絵 鏝大小

代三十匁

一、同木瓜形七子秋草色絵 同大小

代三十七匁五分

一、同七子土筆透色絵 同大小

代三十匁

一、同木瓜形七子菊絵 同大小

代五十式匁五分

一、同縁模様木瓜形秋草色絵 同大小

代六十目

一、同木瓜形菊縁金 同大小

代六十七匁五分

一、同木瓜形花筏 正方作 同大小

代五十式匁五分

一、同木瓜形牡丹唐草縁菊色絵 同大小

代百五匁

一、同木瓜形秋草色絵影下 同大小

代百五匁

一、同丸形鶏 同壹枚

代四十三匁

一、同木瓜形七子鉄線小鳥 同大小

代六十七匁五分

一、同木瓜形牡丹唐草 同大小

代九十目

一、同丸形秋草縁繩色絵 同壹枚

代九十目

一、同蜻蛉透 同大小

代六十七匁五分

一、赤銅撫角波縁籠目 同壹枚

代七十六匁

一、同木瓜形桐縁籠目 同

代百五匁

一、雉子 小柄

代貳拾匁

一、鳥居三秋草 同

代七匁五分

一、たんほ三雉子 同

代貳拾式匁五分

一、梅水仙 同

代十九匁

一、たんほ三鳩 同

代廿四匁

一、松葉ニ散梅 同

代十七匁

一、水ニ兔 同

代廿五匁

一、桜花 同

代廿式匁五分

一、牡若<sup>(註)</sup> 同

代十九匁

一、水ニ鷹 同

代廿八匁

一、牡丹 同

代三十四匁

一、鳥 同

代廿七匁五分

一、梅ニ松 小柄

代十三匁

一、水仙 同

代廿匁

一、小松 同

代十八匁

一、きりくす 代三十目 同

一、秋草 代十五匁 同

一、柄杓 代十八匁 同

一、水ニ鷺 代廿匁 同

一、桜花ニ短冊 代三十八匁 同

一、芦ニ鳥 代廿三匁五分 同

一、蝙蝠 代十六匁 同

一、車ニ牛 代三十匁 同

一、車ニ夕顔 代廿五匁 同

一、猪 代廿匁 同

一、稻穂 代廿六匁 同

一、桔梗 代廿匁 同

一、緋ニ図扇 代十七匁 同

一、水ニ鷹 代廿五匁 同

一、蛸ニ貝 代十八匁 同

一、水仙椿 代十六匁 同

一、獅子 代廿五匁 同

一、ノ繩ニ裏白 代廿式匁五分 同

一、芹 代十七匁 同

一、菊ニ桔梗 代廿八匁 同

一、粟 代廿匁 同

一、菊ニ沢瀉 代廿匁 同

一、牛 代廿式匁五分 同

一、海老ニ貝 代式拾匁 同

一、鮎 代十八匁 同

- 一、水草三鬮 代貳拾匁 同
- 一、水三鷹 代十三匁 同
- 一、梅折枝 代貳拾貳匁五分 同
- 一、笹三牛 代貳拾三匁 同
- 一、鳩 代貳拾五匁 同
- 一、粟三小鳥 代拾五匁 同
- 一、柳三鷺 代四十目 同
- 一、虫 代貳拾五匁 同
- 一、牛 代拾三匁 同
- 一、花筏 代貳拾五匁 同
- 一、菊 代四拾三匁 同
- 一、三疋兔 代貳拾匁 同
- 一、蛭 代拾五匁 同
- 一、牛 代三拾匁 同
- 一、瓢箪 代三拾匁 同
- 一、蛇 代貳拾五匁 同
- 一、雉子 代貳拾五匁 同
- 一、秋草縁金 代四拾五匁 縁頭
- 一、同 代四拾五匁 同
- 一、同 代五拾貳匁五分 同
- 一、同 代四十五匁 同
- 一、同 代五拾貳匁五分 同
- 一、同 代五拾貳匁五分 同
- 一、同 代三拾七匁五分 同

- 一、同 代三拾五匁 同
- 一、同 代三拾七匁五分 同
- 一、同 代三拾七匁五分 同
- 一、萩三虫 代四拾五匁 同
- 一、秋草三虫 代三拾匁 同
- 一、同 代貳拾貳匁五分 同
- 一、黄蜀葵 代同断
- 一、同 代同断 同
- 一、稻三雀 代三拾匁 同
- 一、薄三蝙蝠 代貳拾貳匁五分 同
- 一、秋海棠 代拾七匁 同
- 一、蝙蝠 代貳拾五匁 同
- 一、猪 代貳拾貳匁五分 同
- 一、水草三鷹 代貳拾匁 同
- 一、鉄仙唐草縁金 代七匁 同
- 一、牛 代廿貳匁五分 同
- 一、菊折枝 代廿貳匁五分 同
- 一、撫子三蛭 代貳拾五匁 同
- 一、水三浮草 代八匁 縁一ツ
- 一、水三貝類 代貳拾貳匁五分 同
- 一、虎 代貳拾匁 同
- 一、秋草三牛 代拾匁 同
- 一、鳶 代拾三匁 同
- 一、秋草菊虫 代拾五匁 同

- 一、秋草ニ牛 代同断 同
- 一、鶴 代拾匁 目貫
- 一、海老 代五匁 同
- 一、笹ニ虫 代六匁 同
- 一、水ニ笹 代六匁五分 同
- 一、笛ニ冠 代四匁 同
- 一、犬 代五匁 同
- 一、薄ニ冠 代拾五匁 同
- 一、馬 代拾匁 同
- 一、車前子 代拾五匁 同
- 一、兔 代拾匁 同
- 一、羊 代拾匁 同
- 一、夕顔 代式匁五分 同
- 一、水ニ茄子 代式匁五分 同
- 一、機の糸巻梭 代拾匁 同
- 一、黍の穂 代拾匁 同
- 一、波ニ水草ニ鳥 代拾三匁七分 同
- 一、お玉杓子 代五匁 同
- 一、菊ニ牛 代拾三匁 同
- 一、鷹ニ鳥 代七匁 同
- 一、小犬 代式匁五分 同
- 一、波ニ鶴 代十五匁 同
- 一、同 代十五匁 同
- 一、枇杷ニ蜘蛛 代七匁五分 同

- 一、綿羊 代同断 同
- 一、同 代同断 同
- 一、牛 代十三匁 同
- 一、鞍ノ胴 代七匁五分 同
- 一、波ニ千鳥 代十一匁五分 同
- 一、流水ニ花 代十三匁 同
- 一、牛 代十一匁 同
- 一、蛤 代四匁 同
- 一、牛 代十五匁 同
- 一、羊 代十匁 同
- 一、雉子 代十匁 同
- 一、瓢箪 代十五匁 同
- 一、秋草一把 代十匁 同
- 一、薄ニ虫 代十六匁 同
- 一、裏白讓葉 代廿匁 同
- 一、裏白 代十七匁 同
- 一、柳樽 代十匁 同
- 一、鵜飼 代廿三匁 同
- 一、枯木ニ水鳥 代三十匁 同
- 一、柚子 代十三匁 同
- 一、籠ニ水鳥 代同断 同
- 一、水辺ニ馬 代十五匁 同
- 一、大根ニ茄子 代同断 同
- 一、たんぼ 代廿匁 同

- 一、牛 代十七匁 同
- 一、刀豆 代十三匁 同
- 一、松葉ニ蜘蛛 代十三匁 同
- 一、枇杷 代七匁 同
- 一、牛ニ沢瀉 代十五匁 同
- 一、笛ニ椿花 代十九匁 同
- 一、鶴 代七匁五分 同
- 一、水ニ沢瀉 代十五匁 同
- 一、薄ニ月 代十六匁 同
- 一、刀豆 代七匁 同
- 一、檜之実 代十二匁 同
- 一、山水ニ舟 代十五匁 同
- 一、水仙 代十匁 同
- 一、鞍置牛 代七匁五分 同
- 一、蔦ニ虫 代十二匁五分 同
- 一、秋草ニ鳥虫 代十六匁 同
- 一、岩ニ鶴鶴 代廿匁 同
- 一、籠ニ鳥 代十匁 同
- 一、桔梗ニ虫 代廿三匁五分 同
- 一、土筆ニたんほ 代十九匁 同
- 一、花籠ニ牛 代廿匁 同
- 一、柘榴 代五匁五分 同
- 一、蕊花 代十匁 同
- 一、蒲萄 代七匁五分 同
- 一、草花 代五匁 同
- 一、刀豆 代廿匁 同
- 一、串柿 代廿八匁 操形(粟)一
- 一、大黃 代十一匁 目抜
- 一、蝶 代十五匁 同
- 一、浪ニ鵲 代十四匁 同
- 一、桐 代廿匁 同
- 一、牡若(也) 代十五匁 同
- 一、籠ニ菊 代十一匁 同
- 一、羊 代廿五匁 目貫
- 一、籠ニ飼鳥 代一匁五分 同
- 一、粽 代廿匁 同
- 一、土筆 代七匁五分 同
- 一、古路柿(巻) 代十五匁 同
- 一、蜻蛉ニ唐茄子 代十四匁 同
- 一、同 代十三匁 同
- 一、舟ニ鷺 代十五匁 同
- 一、船ニ小鳥 代十二匁 同
- 一、台ニ串柿 代十匁 同
- 一、桔梗 代十二匁 同
- 一、鋏ニ鳥 代六匁 同
- 一、扇ニ花 代四十三匁 同大小分
- 一、水草ニ鷺 代十四匁 同一具
- 一、半開扇ニ秋草 代廿四匁 目貫

- 一、土筆 代十匁 同
- 一、小松 代廿四匁 同
- 一、蛭 代七匁五分 同
- 一、同 代七匁五分 同
- 一、松裏白讓葉 代十五匁 同
- 一、土筆ニたんほ 代廿五匁 同
- 一、岩ニ鳥 代十五匁 同
- 一、猿ニ花手桶 代十三匁 同
- 一、羊 代十五匁 同
- 一、桃ニ柿 代十一匁 同
- 一、れいしニ小鳥 代廿一匁 同
- 一、さゝるニ朝顔 代十一匁 同
- 一、紅葉ニれいし 代十二匁 同
- 一、雉子 代十三匁 同
- 一、百合 代十四匁 同
- 一、山 代七匁五分 同
- 一、鯉節串鮑 代十七匁 同
- 一、異形之物 代十匁 同
- 一、波ニ十鳥くり形逆角  
前瓦 代廿五匁 同
- 一、柿 代十三匁 同
- 一、瓢 代廿五匁 操形共  
逆角
- 一、蝶 代四十五匁 縁頭
- 一、竹ニ雀 代三十五匁 同
- 一、同 代廿匁 同

- 一、蝶 代十八匁 同
- 一、波ニ花 代廿五匁 同
- 一、芦ニ鳥 代十八匁五分 同
- 一、鉄仙唐草 代三十匁 同
- 一、馬 代十三匁 目貫
- メ百貳兩壹分六匁
- 金百五十七兩
- 銀五匁
- 内
- 九兩壹分 鑑定料并御懸物
- 七匁四分貳り 入箱等之代払
- 差引残
- 百四拾七兩貳分貳朱
- 銀五匁八厘

註

(1) 結果的に刀装具が個人のもとを離れ、博物館へまとまって収蔵される場合もある。例えば、根津美術館の光村コレクシヨンや大阪歴史博物館の勝矢コレクシヨン、香雪美術館の村山コレクシヨンなどが挙げられる。これらのコレクシヨンには、収集した個人の志向が強く反映されている。

(2) 例えば左のような文献を挙げることができる。

① 島田貞良・福士繁雄・関戸健吾『刀装金工 後藤家十七代(雄山閣、一九七三年)』。

② 佐野美術館・根津美術館・徳川美術館『後藤家十七代の刀装具』(佐野美術館・根津美術館・徳川美術館、一九九四年)。

- ③ 福士繁雄「総論—金工・後藤家について」〔福士繁雄編『刀装具 御家彫 名品聚成』大塚巧藝社、二〇〇一年〕。
- (3) 馬場章「金工後藤家による御家彫の実証的研究」〔文部省科学研究費補助金研究成果報告書、科研費課題番号：23610066、研究代表者：馬場章、二〇〇三年〕。
- (4) 後藤家にかかわる古文書は、例えば前掲註(2)②や福士繁雄編『刀装具 御家彫 名品聚成』大塚巧藝社、二〇〇一年)で一部紹介されている。
- 京都大学総合博物館・京都文化博物館・東京藝術大学附属図書館・東京大学史料編纂所において後藤家に関係する文書が所蔵・寄託・管理されている。これらは一部、研究成果が示されているが、各館が所蔵する史料の量が膨大である上、後藤家三家業の史料が混在しているため、今後も検討を進める必要がある。また一部は公開されていない史料もある。今後の史料の公開や説明が俟たれる。
- (5) 尾張徳川家の刀装具の概要については、『徳川美術館所蔵 刀剣・刀装具』徳川美術館、二〇一八年)が刊行されているため、そちらを参照されたい。強いて補足するとすれば、徳川美術館の刀装具は尾張徳川家が所有していた刀装具をそのまま引き継いでおり、例えば明治時代に他家からコレクションを引き継いではいない。一方、散逸については、尾張徳川家から一定数を徳川男爵家へ譲っていることが確認できる。
- (6) 前掲註(2)③参照。
- (7) 前掲註(3)所収の吉田正高「後藤四郎兵衛家伝来刀装具について」によると、後藤家にも、ヤニ型が残されていたり、後藤家歴代当主の刀装具が一定数保管されているという。しかし、刀装具を製作すれば贈答・売買の対象として大名家や商人のもとへわたり、基本的には後藤家の手元には残らなかったであろう。
- (8) 徳川美術館で所蔵する作品には、それぞれ作品番号が付されている。本稿で「徳川美術館蔵」の下に記す「目貫〇」や「武器古帳〇」の番号は、徳川美術館での作品番号である。なお、徳川美術館の作品番号では小柄のことを「小刀柄」と登録しているため、作品番号を記す際や史料の引用の際には「小刀柄」を用い、刀装具を意味する時は「小柄」と記すこととする。
- (9) 本稿では、史料の翻刻にあたり、筆者の解釈を示すため適宜、読点を付した。また、原則、旧字や異体字は常用漢字に改めた。助詞は、館の執筆方針に従い、原則右寄せで記したため、原文とは異なる表記の場合がある。史料に補足が必要な場合には「」で、文字の異同・誤記・誤脱などは( )で補足した。虫損や汚損などで読み取れない場合は「」を用いた。判読不明の場合には□を用いた。
- (10) 例えば「水に貝蓋図笄」〔徳川美術館蔵。笄一〇八七)にこの小札が附属する。
- (11) 後藤家の系図は複数存在するが、本稿では、前掲註(4)福士著書所収の福士繁雄「後藤家系図の考証と作成」の系図を参照した。後藤家十六代光晃(方乗)は、文化十三年(一八二六)に、同家十五代光美(真乘)の四男として生まれた。天保六年(一八三五)、光美が隠居したことを契機に、家督を相続し、宗家・四郎兵衛家の当主となった。その後、死去する安政三年(一八五六)まで当主であった。
- (12) 本道具帳のように、江戸時代において刀装具のことを「小道具」と表記することは多いが、本稿では史料引用でない限りは、現在の一般的な呼称である「刀装具」と呼ぶこととする。
- (13) 慶勝が尾張徳川家十四代の当主となった嘉永二年(一八四九)段階では慶恕を名乗っており、慶勝を名乗るのは万延元年(一八六〇)以降だが、本稿では一般的に通用している「慶勝」を用いることとする。
- (14) 嘉永四年三月二十三日に出発する前日には、左のような記録も残されているので、関連史料としてここで紹介しておく。
- 「尾州御小納戸日記」嘉永四年三月二十二日条
- 一、去ル廿日ニ相見候御小道具入御長持、明晩安井八郎右衛門御預ニ而御差下ニ付、御中間方罷出候付、荷作出来之上、費目為相改人足明晩九時以前入之儀懸合為及御門々々出之儀御目付江申達候、
- 但先触出し方之儀御用人江申達候、委細達留ニ見ユ、
- (15) 「尾州御小納戸日記」嘉永四年三月二十三日条
- 一、安井八郎右衛門御書院番頭格御小納戸頭取新御番頭兼、正木宗兵衛御小納戸頭取儀今晩爰許発足、願之上、木曾路十日振旅行、江戸表江罷下候、

一、石黒佐六郎御側組同心、山崎彦十郎同、後藤勝平同、高木豊治御側物頭添組同心儀、今日爰許発足、御長持差添ニ而木曾路十日振旅行、江戸表江罷下候旨、同心組頭申達候、

右史料より、安井八郎右衛門と正木宗兵衛および長持を運ぶ石黒佐六郎・山崎彦十郎・後藤勝平・高木豊治が二十三日の明け方に出発し、尾張から木曾街道を通過して十日間ほどかけて江戸へ向かうことが確認できる。

(16) 「尾州御小納戸日記」嘉永四年四月十二日条

一、安井八郎右衛門儀、去ル三日下着、同日正木宗兵衛儀同日夕下着ニ付、翌四日田中宗芸、神保勝助儀同日夕下着ニ付、翌五日夫々罷出奉伺御機嫌候旨書上指越入 御覽候、

(中略)

一、左之通右便ニ申越候、

四月三日

御書院番頭格

御小納戸頭取新御番頭兼

安井八郎右衛門

御小納戸頭取

正木宗兵衛

右下着、

八郎右衛門ニハ御長持四棹御預ニ而罷下候、

一、右指添之御側組同心四人同日下着、

(後略)

(17) 「後藤家では十代廉乗のとき、それまで京都に本拠を置きながら、江戸には出張の形をとり、交替で勤務していたのであるが、寛文二年(一六六二)には、幕命によって強制的に江戸への移住が行なわれた」と、前掲註②③で述べられている。

(18) 「尾州御小納戸日記」嘉永四年九月十三日条

金工・後藤家の刀装具鑑定と文書発給試論

一、山本孫之丞御先手物頭儀、今日上着之由ニ而御長持八棹、油紙包白木状箱巻差出候付、夫々請取候処、左之通申越候間、都而御道具懸江相渡置候、

また、左の史料は一つ書きの上部には右の文言が記載されている。

本文孫之丞東「九日振旅行」「候者江戸」「申越、

(19) 山本孫之丞が江戸を出発した翌日の九月四日付で江戸から尾張へ書状が送られており、十三日に山本孫之丞が尾張へ到着していることから、ここに記録されていると考えられる。

(20) 「江戸御小納戸日記」は、年代順に御小納戸頭取の日記が記されており、原則、同一の年月日の冊子が存在することはない。しかし、嘉永五年三月から嘉永六年二月までの「江戸御小納戸日記」については、「江戸御小納戸日記」(嘉永五年三月～嘉永六年三月。林政史尾二一六六)と「江戸御小納戸日記」(嘉永五年十月～嘉永六年二月。林政史尾二一六七)の二冊が存在する。表記の仕方に所々違いはあるが、同内容である。本稿では前者の翻刻を掲載した。

(21) 嘉永五年の「源順様」(尾張徳川家十代斉朝)の遺物整理の記事については左の通りである。

「江戸御小納戸日記」嘉永五年八月二十四日条

一、左之通水野惣右衛門御側御用人 今申聞候付、役懸江申談候、

御小納戸頭取兼

源順様御遺物調方江付、去亥年御道具類尾州表御自分達より今以尾州江不相

戻候由ニ付、一応吟味之上、早行差戻候様可有御取計候、

但差戻ニ可相成御道具類委敷帳面ニ取調被差出候様存候、

一、本文御遺物仕払残御道具之内、此表おいて御払相成候分も有之由相聞候、

右之通相違無之候ハ、是又帳面ニ委細相認御差出可有之候、

八月

一、右ニ付、答之趣等丑二月廿二日日記ニ認、

これら再調査の一連の動きは、嘉永五年の「尾州御小納戸日記」・「江戸御小納戸日記」には記されず、右の史料の通り、嘉永六年二月二十二日条において一括して記されている。ゆえに本稿では、【史料5】をはじめとする嘉永六年

の日記を用いて考察した。

- (22) 後藤家が製作した刀装具が將軍家や大名家で珍重されたことは通説的に語られてきた。また越前松平家十四代慶永春嶽（一七三三年）によって記された『幕儀参考』松平春嶽全集編纂刊行会編、原書房、一九七三年）でも、後藤家の品が「上等」であることは記されている。しかし今回、【史料5】により、実際に大名家において刀装具を取り扱う場面での基準として、後藤家が重要視されていたことが確認できたことには意義があると考ええる。

- (23) ただし、一点のみ「源順様御道具御残之分」では草花、「源順様御残御道具御扱之分」では粟の意匠となっている小柄がある。理由は不明である。

- (24) 【史料5】および「江戸御小納戸日記」嘉永六年十一月二十八日条に引用される、小出蕉藏が書き記した八月付の「源順様御遺物被下之節被下方 凡手順書」にも、「（嘉永四年）亥年八初而 御入国之事ニ候間、御遺物者、右以前ニ被下相成候様ニ而之趣ニ相成、差急割替取調」との記述がある。

- (25) 嘉永四年から同六年の刀装具ほか遺物の整理は、積極的に藩政改革を押し進めようとした慶勝の志向の片鱗とも捉えられるかもしれない。

- (26) 「御残之品、尾州江差登七相成候分ハ無之候」〔「江戸御小納戸日記」嘉永六年

二月二十二日条）とあり、結果的に今回、斉朝の遺物を再度整理した段階では、尾張へ差し戻す道具はなかったようである。

- (27) 刀装具の購入の概要については、令和三年（二〇二二）三月十二日に開催した土曜講座「史料からひもとく尾張徳川家―刀装具にまつわる「金」について―」で、既に筆者が口頭発表を行っている。

#### 補論註

- (1) 福士繁雄「総論―金工・後藤家について」〔福士繁雄編『刀装具 御家彫 名品聚成』大塚巧藝社、二〇〇一年〕。

〔附記〕 本稿は、二〇二二年度メトロポリタン東洋美術研究センター助成金「近世大名家における刀装具の収集・管理の検討―尾張徳川家伝来の刀装具を視座として」にて実施した調査成果の一部である。調査時の史料閲覧にあたっては、東京藝術大学附属図書館の大田原章雄氏をはじめとする同館職員の方々、徳川林政史研究所の藤田英昭氏にご協力を賜った。末筆ながら感謝申し上げる。

（徳川美術館 學藝員）

金 鯨 叢 書 第五十輯 (年一回刊行)

— 史学美術史論文集 —

令和五年三月三十日 編集  
令和五年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一  
深 井 雅 海  
徳 川 義 崇

発行者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一  
公益財団法人 徳川黎明会  
電話 (3950) 〇一一七番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一  
徳川林政史研究所  
電話 (3950) 〇一一七番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七  
徳 川 美 術 館  
電話 (935) 六二六二番(代)

〒605-0089 京都市東山区元町三五五  
株式会社 思文閣出版  
印刷所  
電話 (533) 六八六〇番(代)